

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikakuzaisei/jyohokanri/mynumber/

執行機関名 飯山市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯山市営住宅条例(平成9年条例第27号)による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第二項 飯山市営住宅条例(平成9年条例第27号)による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第1条	飯山市営住宅条例(平成9年条例第27号)第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することで国民生活の安定と社会福祉の増幅に寄与することを目的とする。	第三条 住宅に困窮する低額所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、又は転貸するため、市営住宅及び共同施設を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		飯山市営住宅条例(平成9年条例第27号) 飯山市営住宅条例施行規則(平成9年規則第29号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	飯山市営住宅条例第14条・19条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務	市単独住宅に係る家賃及び敷金の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	飯山市営住宅条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	飯山市営住宅条例第17条・19条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	市単独住宅に係る家賃又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	飯山市営住宅条例施行規則第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	飯山市営住宅条例施行規則第7条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	飯山市営住宅条例第17条・19条
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	市単独住宅に係る家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	飯山市営住宅条例施行規則第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	飯山市営住宅条例施行規則第7条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	飯山市営住宅条例第9条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	市単独住宅に係る入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	飯山市営住宅条例第7条、飯山市営住宅条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	飯山市営住宅条例第7条、飯山市営住宅条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	飯山市営住宅条例第12条・13条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	市単独住宅に係る同居の承認又は入居承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	飯山市営住宅条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	飯山市営住宅条例第33条
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡し ^ハ の請求に関する事務	市単独住宅に係る明渡し ^ハ の請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	飯山市営住宅条例施行規則第5条
②情報提供者	都道府県知事等	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	市単独住宅の入居者又は同居者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--